

本事業の実施により、合同面接会を実施し職員採用に結びついたり、研修の企画運営に取り組んだ事例や他の事業所との交流の中から職員の悩みなどが解消された事例が見られるなど、その効果が現れている。

また、本事業が成功している事例を見ると、例えば、コーディネーターが、事業所を戸別訪問し参加を働きかけているものや事業内容に照らし参加事業所が適したユニットを組めるよう支援しているもの、職場体験事業等他の事業と連携して本事業を実施しているものなど、様々な工夫が見受けられるので、実施が低調な自治体においては、これらを参考に積極的に取り組まれない。

④ 職場体験事業

本事業を行う施設・事業所数は5,154カ所となっており、これまで参加した人数は延べ2,773人、うち福祉・介護分野に就職した人数は、判明している分だけで延べ185人となっており、事業成果が見始められているところである。

具体的な実施方法については、都道府県によって差異があるものの、好事例として、体験前に事前学習会を開催し施設の概要や体験時のマナーなどを伝えたり、また、体験希望者のニーズに応じられるよう、日時や受入施設の選定等について事前に連絡調整等を行っているようなところもある。

本事業が円滑かつ効果的に実施されるためには、体験希望者と受入施設間の連絡調整等を積極的に行うことはもちろん、体験終了時には、体験参加者からの報告を求め今後の周知広報等に活用するとともに、就労希望者には福祉人材センターへの求職登録等を勧めたり、体験後の就労・求職状況を把握し事業効果を検証することが必要である。

⑤ 福祉・介護人材マッチング支援事業

本事業は、都道府県福祉人材センターに委託し実施されているところであるが、事業の中核を担うキャリア支援専門員については、ほぼ全県で配置され1県当たり平均3.4人（予定含む）となっている。

なかには、本事業を効果的に行うため、キャリア支援専門員をエリア担

当制とし、当該エリアの求人施設の特性など個別の情報を求職者に説明したり、出張相談の時間帯を求職者の多い午後にするなど、積極的な取組が見受けられる。

また、事業所向けに専門的なアドバイスを行う事業者アドバイザーについては、26 県において配置もしくは配置予定となっており、公認会計士や社会保険労務士のほか、中小企業診断士や税理士、弁護士等となっている。

求職者や事業所側のニーズに応じたきめ細かい指導や助言等を行うためには、上述のような取組を行ったり、土日のイベント開催についてハローワークの協力を得たりするとともに、ハローワーク以外でも、市町村役場や市区町村社会福祉協議会、公民館、大型商業施設等にも積極的に出向き、より効果のあがる事業運営をお願いしたい。

⑥ キャリア形成訪問指導事業

事業実施予定の養成施設数等は 80 カ所となっており、これまで実施された研修・講座数は 235、研修プログラム作成数は 55 となっている。

いくつかの自治体においては、養成施設側の教員数に余裕がないところもあるため、思うように事業が進んでいない状況が見受けられるが、本事業は養成施設に限らず他の関係機関・団体における実施も可能であるので、積極的な取組みをお願いするとともに、事前に事業所からの研修要望等を聴取し、これを踏まえて各養成校において対応可能な研修プログラムを作成し、各事業所に案内通知を送付するなどにより本事業を効率的に実施していただきたい。

ウ セーフティネット支援対策等事業費補助金に関する留意事項

福祉・介護人材定着支援事業は、自治体の負担感もあることから、その取組みが低調なものとなっている。

平成 22 年 1 月末現在の実施都道府県数（実施予定含む）

福祉・介護人材定着支援事業 8

実習受入施設ステップアップ事業 7

福祉・介護人材定着支援事業を実施しているところでは、毎週定例的に窓

口相談や巡回相談日を設置するほか、事業所に対し定着支援に向けた取組例の情報提供を行うなど、きめ細かいサービスを提供しているところがあったり、単独で事業所を訪問し指導・助言を行うことが難しい場合は、他の支援事業と共同で実施するなどの工夫をしているところもある。

また、実習受入施設ステップアップ事業についても、優良実習施設による講習会等により、先進的な介護のあり方や実習指導者としての注意点などの具体的なアドバイスを教授することにより、実習指導技術の向上を図っているようなところもあるので、事業未実施の自治体においてはこれらを参考に本事業を積極的に活用されたい。

エ 福祉・介護人材確保に係る関係機関の連携

上記各種事業の実施に当たっては、地域の実情を踏まえた対応が不可欠であり、また、各種助成制度や職業訓練が拡充されたことに伴い、これらの福祉・介護人材確保に関する事業を実施している関係機関等との情報交換や連携がより極めて重要である。

各都道府県においては、従事者の需給や就業状況を把握した上、広域的な視点に立って、市区町村、福祉・介護サービス事業者、介護福祉士等養成施設、社会福祉協議会、都道府県福祉人材センター、職能団体、労働関係機関、教育機関等との連携の下、福祉・介護人材確保に関する関連施策を積極的に促進されるようお願いしたい。

なお、各事業の具体的内容の調整や関係団体との連携方策等に関する協議の場（企画委員会）の設置・運営に係る経費を「福祉・介護人材確保緊急支援事業」（セーフティネット支援対策等事業費補助金）において予算措置しているので、積極的な活用をお願いしたい。

（３）既存の福祉・介護人材確保対策について

ア 都道府県福祉人材センターにおける取組

（ア）ハローワークとの連携

各都道府県の一部のハローワークでは、今年度より、福祉分野での労働力のマッチング体制及び機能の強化を図るため、「福祉人材コーナー」を

設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施しているところである。

これに関連して、平成21年10月に「福祉人材センター等とハローワーク等との効果的な連携のあり方について」（一部改正通知）を発出し、両組織がそれぞれの専門性を活かして取り組む連携方策をお示ししているところであるが、今年度の連携状況をみると、福祉人材センターの約83%が就職説明会等を共催し、また約9割が、ハローワークに対し福祉人材センターが行う事業の周知・広報依頼を行っている。

一方、福祉人材センター等とハローワークで所有している求職者情報の情報交換は4割を下回っており、相互の情報を活用した就職斡旋や求人・求職者情報の分析が十分に行われていない状況が見受けられる。

求人者・求職者の視点に立ち、両組織のいずれからでも適切な情報を得ることができるよう、例えば、求人情報の共有についてホームページのリンク機能を活用するなど、情報の相互乗入れについて検討をお願いしたい。

また、福祉人材センターは福祉・介護分野に特化した情報・知見を豊富に有し、他方、ハローワークでは幅広く求人・求職に関する情報が集約されるなど、それぞれの機関が独自の特性を有していることから、これを活かすことができるよう、相互の人材活用、事業の共同実施など、さらに連携の強化に取り組んでいただきたい。

「福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況」詳細は参考資料参照

	行っている	行っていない
就職説明会等の共催等	83.0%	17.0%
ハローワークへの求職者情報の提供	31.9%	68.1%
「介護就職デイ」への参加、協力	63.8%	36.2%

なお、各福祉人材センターに対し「ハローワークと相違している長所」を確認したところ、都道府県社会福祉協議会内に全国社会福祉施設経営者協議会や全国老人福祉施設協議会等の種別協議会があるため法人や施設・事業所に関する情報量や参考資料が多いという意見が最も多く、次に、福祉・介護の仕事内容や関連資格取得についてきめ細かく相談できる体制が整っているなどの意見も多くなっている。

これらのノウハウや情報量を十分に活用し、ハローワークをはじめ関係機関・団体との連携を積極的に図って頂きたい。

(イ) 福祉人材確保重点事業の推進

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクは現在、全国で75カ所あり、従来から福祉・介護分野への無料職業紹介や人材確保に向けた各種研修などに取り組んで来ており、新たに創設された前述の都道府県事業においても、コーディネーター役を積極的に行うなど、福祉・介護人材確保対策全体が円滑かつ効果的に実施されるよう、各種関連事業の調整や推進役も期待されており、その活動如何によって、管内の対策事業全体の効果が左右されると言っても過言ではない。

平成21年度における各都道府県福祉人材センター・バンクの実施体制や実施状況について、下記や参考資料8のとおり取りまとめているので、これらを参考に福祉人材センター・バンク事業のより一層の推進をお願いしたい。

①実施体制

福祉人材センター等の職員数は1カ所当たり実人員で平均5.6人となっているが、その配置人数は都道府県により、かなりの違いが見受けられる。

また、求職者の利便性を考慮し、土日も開設しているところは21カ所(28.0%)となっており、これらのセンター等における1カ所当たりの1ヶ月平均来所者数は295人となっており、平日のみ開設している1カ所当たりの1ヶ月平均来所者数82人と比べ、約3.6倍の開きが見受けられる。

これは、学生や転職希望者等のニーズが土日に多く見られるためと考えられる。

②職業紹介事業等

平成21年4月から12月における福祉人材センター・バンクでの有効求人倍率については、昨今の厳しい雇用情勢により全国平均0.99となっており、平成20年度の有効求人倍率1.44に比較し、0.45ポイント

ント下がっている。（参考資料 8 参照）

しかしながら、都市部を抱える都府県及びその周辺府県の有効求人倍率は全国平均を上回っているところが多く、一方で、北海道・東北、中四国、九州地方の多くは、全国平均を下回っている状況にあるなど、求人・求職動向に地域差が見受けられるところである。

ただし、管内の地域や事業所によっては依然として人材確保が困難な状況にあり、他産業に比べ依然として離職率が高い状態であることなどを踏まえると、それぞれの福祉人材センター・バンクにおいて、無料職業紹介事業等の一層の充実が求められるところである。

なお、就職説明会・フェアについては、平成 21 年 4 月から 12 月で 189 回実施され、これらの 1 回当たりの参加者数は約 180 人となっており、研修・講習会については、同期間に 167 回実施され、1 回当たりの参加者数は約 36 人となっている。

イ 中央福祉人材センターにおける取組

中央福祉人材センターでは、都道府県福祉人材センターや福祉人材バンクに対し、各種研修やブロック会議の開催、メールニュース等による各種事業についての助言、参考となる取組事例の紹介を行うとともに、求人・求職情報システム（ホームページ「福祉のお仕事」<http://www.nw.fukushi-work.jp/index.html>）の運営や福祉人材確保に関する各種情報の収集・提供等を行っているので、各自治体においては、これらの事業も合わせて各種事業を強力に推進願いたい。

ウ 福利厚生センターによる福利厚生事業

中小規模の事業者が多い社会福祉事業において魅力ある職場づくりを進めるためには、共同によるスケールメリットを活かして従事者の福利厚生の充実を図ることが重要である。

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき「社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図る」ことを目的として厚生労働大臣の指定を受けた法人であり、生活習慣病予防検診費の助成、結婚・出産・入学祝い品や資格取得・永年勤続記念品の贈呈、弔慰金・見舞金の給付、スポーツクラブ・リゾート施

設の利用、地域における会員交流事業等45種類のサービスを提供している。

これらの多種多様なサービスは、小規模な社会福祉事業者が単独では実施することが難しい福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限に活かすことにより、より安価に利用できるものとなっている。

福利厚生センターにおいては、既存のサービスメニューを見直し、事業の一層の効率化を図り、会員の希望が高いメニューの拡充等を行うこととしているので、社会福祉事業を実施する者に対し、福利厚生の充実を図られるよう、各種説明会等を通じた周知に一層のご協力をお願いしたい。

なお、福利厚生センター事業は、都道府県社会福祉協議会等を業務受諾団体として実施されている。(業務受諾団体連絡先、サービスメニュー一覧、加入状況等は参考資料9参照)

エ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、国から委託を受けて、指導的社会福祉従事者の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部(2学科)、大学院(博士前期・後期課程)、専門職大学院(福祉マネジメント研究科)を設置している。また、この他に社会福祉主事養成課程等を通信教育科として設置している。

【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科(1年、長期履修制度の場合2年)
- 大学院 社会福祉学研究科(博士前期課程2年、博士後期課程3年)
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科(4年)
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程(1年)
社会福祉士養成課程(1年7月)
精神保健福祉士一般養成課程(1年7月)
精神保健福祉士短期養成課程(9月)

〔問い合わせ先〕 日本社会事業大学 総務課

東京都清瀬市竹丘3-1-30

TEL 042-496-3000 <http://www.jcsw.ac.jp/>

(ア) 福祉専門職大学院

福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアアップを支援し、サ

サービスの質の向上を図る観点から、社会人を対象として幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人を養成する専門職大学院が、平成16年度から設置されている。専門職大学院においては、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成にも力を入れており、これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（2名）、東京都（1名）から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣が増えており、現職復帰後の活躍が期待されているので、各都道府県等の職員の派遣について積極的に検討願いたい。なお、派遣院生は宿舍の利用も可能である。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※平成21年度より、現職者には働きながら学べる2年間の長期履修制度を導入

※専門職修士の他、社会福祉士国家試験受験資格も取得可

【第Ⅱ期入学試験】

平成22年1月24日（日）（出願期間12月14日（月）～1月9日（土））

【第Ⅲ期入学試験】

平成22年3月6日（日）（出願期間1月29日（金）～2月20日（土））

（イ）社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新しい養成課程の内容に対応し、実践現場の職員の力量向上を図るため、中堅職員向けの「スキルアップ講座」を実施している。

また、福祉事務所や児童相談所等の福祉行政機関が処遇困難事例の対応策を学ぶことができる「福祉マイスター道場」や福祉経営に携わる職員向けに総合的に経営のノウハウを学ぶことのできる「福祉経営塾」を実施している。

いずれの講座も、都心にある文京区茗荷谷キャンパスにおいて、専門職大学院の教員が中心となり実施しているので、各都道府県においてリーダーとなる社会福祉事業従事者の派遣について、管内の市町村及び関係団体等へ周知願いたい。

オ 社会福祉事業従事者に対する研修等

今後ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るための「キャリアアップの仕組みの構築」が求められており、平成22年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修を、中央福祉学院（ロフォス湘南）及び国立保健医療科学院において実施することとしている。

(ア) 中央福祉学院

中央福祉学院は、社会福祉施設長の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者や施設長・指導職員の現任訓練のための研修等を行っており、平成22年度は以下の研修を予定している。

○ 中央福祉学院における研修事業（案）

[委託事業]

・社会福祉主事資格認定通信教育課程	2,000人
・社会福祉施設長資格認定通信教育課程	300人
・社会福祉法人経営者研修課程	600人
・介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程	80人
・社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程	80人

[補助事業]

・児童福祉司資格認定通信課程	200人
・社会福祉施設指導職員特別研修課程	240人
・「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程	50人

[問い合わせ先] 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

T E L 046-858-1355 <http://www.gakuin.gr.jp/>

福祉・介護サービス従事者のキャリアアップを図るため、広報や会議等を通じ、本研修への参加に向けた周知をお願いしたい。

(イ) 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方

自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成22年度は以下の研修を開催することとしている。

○ 国立保健医療科学院における研修事業

- ・ 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修
 - a 社会福祉法人・老人福祉施設担当 100人
 - b 社会福祉法人・児童福祉施設担当 100人
 - c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当 100人
 - d 生活保護担当 70人
- ・ 福祉事務所所長研修 70人
- ・ 生活保護自立支援研修担当育成研修 30人
- ・ 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修 60人
- ・ 介護保険指導監督中堅職員研修 200人
- ・ 都道府県障害程度区分指導者研修 150人
- ・ 要介護認定都道府県等職員研修 150人
- ・ 要介護認定調査員指導者研修 150人

〔問い合わせ先〕 国立保健医療科学院総務部教務課

埼玉県和光市南2-3-6

TEL 048-458-6111 <http://www.niph.go.jp/>

(4) 「介護の日」について

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者、その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、平成20年に11月11日を「介護の日」と定め、本年度で二回目を迎えたところである。

また、本年度から、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発等を図っていくため、「福祉人材確保重点実施期間」を介護の日前後二週間（11月4日から11月17日まで）としたところである。

本年度は、厚生労働省においても「介護の日」当日に大臣出席のもとで、『「介護の日」フォーラム』を開催するなど、様々な取組を行ったところであり、各

自治体においても、地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施していただいたところである。本年度は、全国で699件の「介護の日」あるいは「福祉人材確保重点実施期間」関連の活動等が実施された。昨年度に引き続いて様々な啓発活動を実施していただいたことに関して、厚く御礼を申し上げる。

なお、本年度の各自治体等の取組については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参照されたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kaigo-day/index.html>)

来年度以降、各自治体から寄せられた御意見や御要望も参考にしつつ、これまで以上に介護に対する啓発を図るべく、厚生労働省としても、様々な取組に努めていきたいと考えているところである。各自治体においても今後とも、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、御協力をお願いしたい。

3 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

- ・ 平成20年度 104名の候補者を受入れ（昨年1月末から受入施設で就労・研修を開始）
- ・ 平成21年度 189名の候補者を受入れ（本年1月中旬から受入施設で就労・研修を開始）

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

・ 平成21年度

【就労コース】 190名の候補者を受入れ（うち途中帰国者等2名を除く188名の候補者が昨年11月中旬から受入施設で就労・研修を開始）

【就学コース】 27名の候補者を受入れ（現在、日本語研修を受講中であり、本年4月から養成施設で就学を開始する予定）

(2) 平成22年度の受入れ

ア インドネシア

平成22年度においては、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、先般、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入施設の募集を行ったところである。

今後は、インドネシア側において希望者を募集し、マッチング等を経て、本年7月頃から日本語研修を開始する予定である。

イ フィリピン

平成22年度においては、当初2年間の受入最大人数である600人から今年度の受入人数（217名）を差し引いた、最大で383人を受け入れる予定である。

就労コースについては、インドネシア同様、先般、日本側の受入施設の募集を行ったところであり、今後、フィリピン側において募集された希望者とのマッチング等を経て、本年4～5月頃から日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する日本語習得支援策（平成22年度予算案）

候補者については、日本語能力が十分ではないことが多く、受入施設側の負担となっている場合が多いという現状を踏まえ、平成22年度予算案において、新たに、候補者の日本語習得を支援するための事業に必要な経費を盛り込んだところである。

その概要は以下のとおりであり、受入施設日本語習得支援事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施することとしている。各自治体におかれては、管内の受入施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は自治体に新たな財政負担を求めるものではない。

ア 受入施設日本語習得支援事業

受入施設における継続的な日本語研修（日本語講師の受入施設への派遣、日本語学校や養成校への通学等）に係る経費を支援する。

補助率	定額（10／10）
	候補者1人当たり年間235千円以内（国1／2、施設1／2相当）

イ 日本語定期研修事業

集合研修で確認テストの実施、習得度の評価、個々の候補者に応じた適切な学習方針の提示などを行う。

また、研修期間中に確認された候補者ごとの日本語習得度や適切な学習方針については、受入施設にもフィードバックし、候補者及び受入施設が一体となって計画的に日本語を習得できるよう支援する。

(4) 各自治体への情報提供

EPAに関する様々な情報を都道府県等に迅速にお知らせするため、昨年10月より「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を行っているところである。

これまで、EPAの概要や締結に至るまでの経緯、受入施設一覧、平成22年度の候補者受入説明会の案内等をさせていただいた。

今後も、適時情報提供を行っていく考えであるが、EPAに関して御不明な点や積極的な情報提供を希望する事項があれば、当局にお知らせ願いたい。

自治体の中には、独自に、EPAに基づき入国した外国人介護福祉士候補者や受入施設に対する支援策に取り組んでいただいているところもある。今後とも、①受入れの仕組み自体の円滑な運用、②候補者の適切な就労・研修の促進に御協力をお願いしたい。

4 社会福祉法人について

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手としてこれまでも活動してきたところであるが、近年の急速な少子高齢化の進行、単身高齢者の増加など、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い、法人に対するニーズも拡大、多様化している。

また、平成12年の介護保険制度の導入を機に、福祉の分野に多様な主体が参入しつつある中で、法人については、地域福祉の主たる担い手として、地域福祉への積極的・献身的な貢献や、地域福祉を支える人材の育成など、公益性・公共性の高い法人であるからこそ実施できる事業への積極的な取組が、これまで以上に強く期待されているところである。

このような様々なニーズに対応すべく、法人から所轄庁への相談等が寄せられることも多いと考えられるが、各都道府県等におかれては、法人が期待される役割を適切に果たすことができるよう、引き続き、必要な助言等をお願いしたい。

(1) 社会福祉法人の会計処理基準の一元化について

法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」や「介護老人保健施設会計・経理準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っている。

その概要は参考資料16のとおりであり、見直しに当たっては、都道府県・指定都市・中核市及び福祉関係団体等からの意見等を踏まえつつ進めていくこととしている。

昨年末に送付した素案に関し、都道府県・指定都市・中核市からは350件を超える意見が寄せられたところであり、これらの意見や福祉関係団体からの意見を参考に中身を精査し、パブリックコメント等所要の手続きを経て関係通知を発出する予定であるのでご承知願いたい。